

認 証 基 準

鶏卵

鶏卵－1

項 目	基 準	備 考
生産に関する基準	1 入雛管理	
	(1) 導入される雛は、サルモネラ検査陰性の種鶏場又は育雛場由来で、「採卵日」、「孵化日」、「生産農場」等の生産履歴が明確なものとし、その検査結果及び生産履歴が添付されていること	
	(2) 雛の搬入車両及び輸送箱は、積み込み前に洗浄、消毒が実施されていること	
	(3) 生産管理責任者は、入雛に立ち会い、入雛羽数、到着状況を確認・記録すること	
	(4) 導入される雛にワクチン投与する場合は、「ワクチン投与プログラム」に従い、その実施記録があること	
	(5) 「雛受入に異常があった場合の対応マニュアル」が作成されていること	
	2 飼養管理	
	(1) 「家畜伝染病予防法」に基づく「飼養衛生管理基準」を遵守していること	
	① 適正な「衛生管理プログラム」に基づき管理され、その記録があること	
	② 鶏の健康状態が毎日確認され、その記録があること	
③ 鶏に異常があった場合は、直ちに獣医師の診断・指導を受け、適切に処置され、その記録があること		
④ 抗生物質や抗菌剤を投与する場合は、獣医師の指示にもとづき、「薬剤投与プログラム」を決定し、その投与記録があること		
(2) 給与飼料は、サルモネラ検査を実施している工場由来で、その検査結果を確認できること		
(3) 飼料及び飼料添加物は、「飼料安全法」に適合したもので、「名称」、「受入数量」、「受入月日」、「成分表」が全て記録、保管されていること。また、「製造年月日」、「製造ロット」などの生産履歴情報が確認できること		
(4) 飼料及び飼料添加物に異物混入、腐敗が見られないこと		
(5) 基本となる「飼料給与プログラム」が作成され、プログラムに基づき給与し、その記録があること		
(6) 飼料添加物を農場で使用する場合は、その用法・用量に基づき行われ、その記録があること		
(7) 飼育に使用される水は、飲用適格の水であること。ただし、水道水以外又は水道水であっても貯水槽から給水する場合は、外部検査を含め、2回／年以上検査すること	自主検査 残留塩素 0.2ppm以上	

※「飼料添加物」・・・飼料の品質の低下の防止その他の農林水産省令で定める用途に供することを目的として飼料に添加、混和、浸潤その他の方法によって用いられるもの。なお、飼料に混ぜて投与する薬剤は「飼料添加剤」として区別する。

項目	基準	備考	
生産に関する基準	2 飼養管理	(8) 鶏舎内の温度，湿度，換気管理が適切に行われ，その管理記録があること	
		(9) 鶏の廃用については，計画的に行われ，鶏舎毎にオールアウトで行われていること	
	3 施設管理	(1) 「家畜伝染病予防法」に基づく「飼養衛生管理基準」を遵守していること	
	① 鶏舎内の塵埃，鶏糞についてのサルモネラ検査を1回／月以上実施しており，その記録があること		
	② 「サルモネラ陽性の場合の対応マニュアル」が作成されていること		
	③ 「衛生動物及び害虫駆除マニュアル」が作成され，確実に実施され，その記録があること		
	(2) 農場の出入口には，車両消毒施設が整備され，適切な車両消毒が実施されていること		
	① 車両，人の出入りが確認できること		
	② 消毒液の交換記録があること		
	(3) 「施設及び使用器具の清掃・消毒マニュアル」が作成され，確実に実施され，その記録があること		
	① オールアウト後の水洗を徹底し，羽毛，鶏糞，その他有機物の残存がないこと		
	② 鶏舎清掃後，生産管理責任者は清掃実施状況を確認すること		
	③ ^{ひな} 雛の受入前までに消毒が適切に実施されていること。		
	(4) 施設の保守点検を1回／月以上行い，適切な補修がなされていること。		
(5) 施設内作業用の手洗い・消毒施設が整備されていること			
(6) 飼料タンク，保管庫はネズミ等が容易に侵入できない構造となっていること。また，鶏舎は侵入防止対策を講じること			
(7) 「家畜排せつ物法」に基づき，家畜排せつ物の適切な保管・管理が行われていること			

項目	基準	備考		
生産に関する基準	4 作業管理・労働安全	(1) 作業員毎の業務が文書化され、生産管理責任者が業務を掌握していること		
		(2) 作業員は、伝染病及びその他の疾病を発症している時は、作業に従事しないこと		
		① 作業員の健康状況を毎日記録していること		
		(3) 作業員の出入りが毎日記録され、手指の消毒、清潔な衣服の着用が行われていること		
		① 作業員は、施設出入口での手洗い、消毒を徹底すること		
		(4) 作業員は、年1回以上の健康診断を受けること。 また、年4回以上検便検査を受けること。		
		(5) 農作業安全に留意していること		
		① 農業生産活動における危険な作業や危険箇所等を把握し、改善に向けた取組を行っているか		
		② 安全に作業を行うための服装や保護具を着用しているか		
		③ 必要に応じて労災保険に加入しているか		
		5 集卵管理	(1) 抗生物質、抗菌剤等を投与した場合は、出荷制限期間を遵守していることを確認し、集卵されていること	
			(2) 集卵時は検卵が行われ、食用不適卵、破卵、重度汚卵、軟卵等と正常卵を区別すること	
			(3) 毎日の検卵記録があること	
		(4) 集卵された卵は、適切な温度管理でGPセンター出荷まで保管されていること		
		(5) 生産管理責任者は、出荷に立ち会い、「集卵日」、「出荷日」、「規格」、「出荷量」を記録すること		

項目	基準	備考		
出荷に関する基準 (GPセンター)	1 製品管理	(1) 原料鶏卵は、「採取農場名」、「受入日」、「数量」、「集卵日」等が記録されていること		
		(2) 出荷管理責任者は、受入に立ち会い、出荷不適切な原料鶏卵は除去されていることを確認し、その受入記録があること		
		(3) 農場から受け入れた原料鶏卵は、適切な温・湿度のもと、保管されていること		
		(4) 毎日、作業前に、使用する器具の点検を実施すること		
		(5) 洗浄水は、飲用適格の水を用い、30℃以上、150ppm以上の次亜塩素酸ソーダまたは、それと同等以上の効果を有する殺菌剤を使用していること		
		(6) 洗浄水の水温、殺菌剤濃度等进行检查し、その記録があること		
		(7) 検卵は、透過光線、その他正常卵と破卵等を確実に選別できる方法を用いていること		
		(8) 出荷管理責任者は、検卵状況を把握し、毎日記録すること		
		2 施設管理	(1) GPセンター農場出入口には、消毒施設が整備され、適切な車両消毒が実施されていること	
			(2) 施設の保守点検を1回／月以上行い、適切な補修がなされていること	
			(3) 「衛生動物及び害虫駆除マニュアル」が作成され、確実に実施され、その記録があること	
			(4) 施設内作業員用の手洗い・消毒施設が整備されていること	
		3 作業員管理	(1) 作業員毎の業務が文書化され、出荷管理責任者が業務を掌握していること	
			(2) 作業員は、伝染病及びその他の疾病を発症している時は、作業に従事しないこと	
			① 作業員の健康状況を毎日記録していること	

項目	基準	備考	
出荷に関する基準 (GPセンター)	3 作業管理	(3) 作業者の出退が毎日記録され、手指の消毒、衣服の着替えが行われていること	
		① 作業者は、施設出入口での手洗い、消毒を徹底すること	
		(4) 作業者は、1回／年以上の健康診断を受けること また、1回／月以上の検便検査を行うこと	
	4 出荷管理	(1) 食品表示法等の各関係法律等を遵守し、容器包装、表示を行っていること	
		(2) 出荷までの間、保管施設の温度・湿度を適切に管理するとともに、その管理記録を残していること	
		(3) 「出荷先」、「出荷日」、「出荷数量」、「規格」等の出荷記録を記録していること	
		(4) 輸送車両の温度を適切に管理すること	
	5 検査	(1) 毎月、検査機関による卵殻及び卵のサルモネラ検査が行われ、その記録があること	

項目	基準	備考	
管理体制に関する基準	1 産地管理	(1) 「食の安心・安全」に向けた具体的な目標を掲げ、周知を図っていること	
		(2) 代表者、管理責任者が各段階毎に設置されていること	
		① 生産管理責任者、出荷管理責任者及び情報管理責任者がそれぞれ設置されているか	
	2 適正な表示	(1) 包材等に食品表示法等の各関係法令に基づいた適正な表示が行われていること	
	3 情報提供システム	(1) 「かごしまの農林水産物認証制度実施要領」に基づいた方法、内容等で情報が提供されること	
		① 「出荷日」、「出荷先」、「出荷数量」、「規格」を把握しているか	
		② 「荷受け日」、「採卵日」、「採取農場」を把握しているか	
	(2) 情報の提供について、消費者等の要望にいつでも応えられるよう努めていること		
	① 情報提供マニュアルを作成しているか		
	(3) かごしまの農林水産物認証制度によって認証を受けていることを表示する場合、「別記3マーク使用基準」に沿っていること		
4 内部研修	(1) 全作業者に対し、1回/年以上、安心・安全な鶏卵生産のための研修を実施すること		
5 内部検査体制	(1) 安心・安全な鶏卵生産に関する（認証基準）内部検査を1回/年以上実施すること		
	(2) 内部検査による指摘事項を早急に解決するシステムが文書化され、実行されること		
	① 検査で指摘された箇所や改善すべき内容を文書化し、自主的に遵守する事項（自主基準等）とするなど改善対策が実施されているか		
6 クレーム処理体制	(1) クレームや問い合わせ等に対応するマニュアルを整備していること		
	(2) 消費者等からの声を生産に反映させるシステムが確立していること		
7 知的財産	(1) 必要に応じて、自ら開発した技術等の知的財産を適切に保護・活用していること		

※ GPセンターに属する鶏卵農家はすべて参加することとする。

※ 生産管理責任者：認証を受けようとする農林水産物の生産情報を把握し、管理を行う者で、情報管理責任者を補佐する者

出荷管理責任者：認証を受けようとする農林水産物の出荷方法を把握し、管理を行う者で、情報管理責任者を補佐する者

情報管理責任者：生産から出荷までの方法を把握し、総合的な管理を行う者